

重要事項説明書（居宅介護支援）

（令和7年1月1日現在）

1 事業所の概要

事業所名	みやぎケアプランセンター
所在地	〒362-0001 埼玉県上尾市上1127-36
事業者指定番号	埼玉県 1171601873 号
管理者 連絡先	齋藤 愛 048-788-2266
サービス提供地域	さいたま市・上尾市・桶川市・伊奈町・蓮田市・白岡市

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	管理業務	1名（介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	ケアプラン作成	2名・非常勤1名

3 営業日及び営業時間

区分	月曜日～金曜日	国民の祝日 及び 12/29～1/3
営業時間	09:00～17:00	休日

4 居宅介護支援の内容

（1） インテークワーク

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。

（2） アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

（3） 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後居宅サービス計画原案の作成をします。

（4） サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

（5） 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後利用者又は家族により文書による同意を受けて交付します。

(6) モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅に訪問し面談してモニタリングを実施し結果を記録します。

(7) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した等の場合は速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記(2)から(5)の実施をします。

(8) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・ 指定居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤時に提供します。
- ・ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。

5 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。ただし、保険料滞納により法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

介護度	利用料金(1ヵ月あたり)
要介護 1・2	11,316円
要介護 3・4・5	14,702円

(加算等について) 該当する場合、下記を算定いたします。

初回加算	3,126円	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に、居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が、2区分以上変更された場合
入院時情報連携加算(I)	2,605円	<ul style="list-style-type: none"> ・入院当日中に医療機関へ情報提供をした場合(提供方法は問わない・I、II同時算定不可)
入院時情報連携加算(II)	2,084円	<ul style="list-style-type: none"> ・入院後3日以内(翌日又は翌々日)に医療機関へ情報提供した場合(提供方法は問わない・I、II同時算定不可)
退院・退所加算	4,689円 ～ 9,378円 (カンファレンス参加の有無・回数により金額に変動あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・退院・退所にあたり、病院等の職員と面談し情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合 ・入院(入所)中につき3回限度 (初回加算算定時には加算しない)
緊急時カンファレンス加算	2,084円	<ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要時に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,168円	<ul style="list-style-type: none"> ・終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問した場合 ・当該利用者の心身の状況を記録し主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合
通院時情報連携加算	521円	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が医療機関において医師又は歯科医の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合(利用者一人につき一月に1回を限度)

(減算について) 該当する場合、下記算定いたします。

<p>高齢者虐待防止措置未実施減算</p>	<p>－ 1 %</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための対策を検討する委員会を「定期的に開催し従業員へ周知 ・虐待防止の指針を整備 ・従業員へ虐待防止のための研修の定期的実施 ・上記措置を実施するための担当者の配置
<p>業務継続計画未策定減算</p>	<p>－ 1 %</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定する ・当該業務計画に従い必要な措置を講ずる
<p>身体拘束廃止未実施減算</p>	<p>－ 1 %</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間・入所者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由を記録 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、介護職員その他従業員に周知徹底 ・身体拘束等の適正化のための指針の整備 ・介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施
<p>同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント</p>	<p>× 9 5 %</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ・指定居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記を除く)に居住する利用者

(2) 介護支援専門員が通常サービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払が必要となります。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- ① 通常事業の実施地域を越えた地点から、片道 30 キロメートル未満 1,000 円
- ② 通常事業の実施地域を越えた地点から、片道 30 キロメートル以上 2,000 円

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

6 当社のサービスの方針等

- (1) 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行う。
- (3) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の住宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

7 秘密の保持

- ① 当事業者は、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密を厳守致します。
- ② 当事業所は、介護支援専門員とその他従業員であった者から、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- ③ 当事業所は、サービス担当者等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者またはその家族からの同意をいただきます。

8 緊急時等の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

9 虐待の防止について

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

虐待防止に関する責任者	管理者 齋藤 愛
-------------	----------

1 0 身体拘束等の原則禁止

- (1) 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

1 1 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の従業員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止致します。

1 2 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成いたします。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

1 3 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 無

1 4 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談コーナー	電話番号	048-788-2266
	FAX番号	048-788-2633
	相談員(責任者)	管理者 齋藤 愛
	対応時間	月曜～金曜 9:00～17:00

【説明確認欄】

令和 年 月 日

本書面に基づいて重要事項を説明し、同意のもとに交付しました。

事業者 事業者名 株式会社 AQUA
事業所名 みやぎケアプランセンター
所在地 上尾市上 1127-36
説明者 (職種)介護支援専門員

齋藤 愛 印

本書面により重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

事業者、利用者双方の署名・押印をし、それをもって上記の重要事項の確認を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者1通ずつ保有するものとします。